

## 新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会設置規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、阿蘇中部4町村合併推進協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について調査又は審議をするものとする。

- (1) 一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村（以下「4町村」という。）が新設合併した場合における新市の事務所設置方式及び位置候補地の選定。
- (2) 現有序舎の有効利用について。
- (3) 4町村が合併し選挙区を設置した場合における議会議員の各選挙区ごとの定数。
- (4) その他必要事項。

### (委 員)

第3条 小委員会は、総数12名（各町村3名）とする。

- 2 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が、協議会の委員のうちから4町村の推薦に基づき指名する。

### (組 織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

### (会 議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (関係者等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

### (報 告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

### (任 期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について協議会の確認を受けた時をもって終了とする。

### (庶 務)

第9条 小委員会の庶務は、規約第12条に規定する協議会の事務局において処理する。

### (補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成15年2月13日から施行する。

## 新市の事務所設置方式及び位置候補地選定小委員会設置規程(案)

(趣 旨)

第1条 この規程は、阿蘇中部4町村合併推進協議会規約(以下「規約」という。)第10条第2項の規定に基づき、新市の事務所設置方式及び位置候補地選定小委員会(以下「小委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について調査又は審議をするものとする。

(1) 一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村が新設合併した場合における新市の事務所設置方式及び位置候補地の選定。

(2) 現有庁舎の有効利用について。

(委 員)

第3条 小委員会は、総数8名(各町村2名)とする。

2 小委員会の委員は協議会の会長(以下「会長」という。)が、協議会の委員のうちから指名する。

(組 織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会 議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(任 期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について協議会の確認を受けた時をもって終了とする。

(庶 務)

第9条 小委員会の庶務は、規約第12条に規定する協議会の事務局において処理する。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月13日から施行する。

## 議会議員の選挙区ごとの定数に関する小委員会設置規程 案

(趣 旨)

第1条 この規程は、阿蘇中部4町村合併推進協議会規約(以下「規約」という。)第10条第2項の規定に基づき、議会議員の選挙区ごとの定数に関する小委員会(以下「小委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について調査又は審議をするものとする。

(1)一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村が新設合併し選挙区を設置した場合における議会議員の各選挙区ごとの定数。

(2)その他必要事項。

(委 員)

第3条 小委員会は、総数8名(各町村2名)とする。

2 小委員会の委員は協議会の会長(以下「会長」という。)が、協議会の委員のうちから指名する。

(組 織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会 議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(任 期)

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について協議会の確認を受けた時をもって終了とする。

(庶 務)

第9条 小委員会の庶務は、規約第12条に規定する協議会の事務局において処理する。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成15年2月13日から施行する。